四　調整前事業所得税額　事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額をいう。

五　中小事業者　中小事業者に該当する個人として政令で定めるものをいう。

六　試験研究費割合　第一項、第三項又は前項の規定の適用を受けようとする年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいう。

第十条第六項第七号を次のように改める。

七　特別試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者（第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者をいう。以下この号において同じ。）に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

第十条第六項第八号中「売上金額（」の下に「所得税法第二条第一項第十六号に規定する」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「個人が」を「個人の」に、「平成二十九年」を「平成三十一年」に、「各年（」を「各年分（第四項（第二号に係る部分に限る。）又は第五項の規定の適用を受ける年分及び」に、「年を除く。）において、次の各号に掲げる場合に該当する」を「年分を除く。）において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される試験研究費の額が平均売上金額の百分の十に相当する金額を超える」に、「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「その超える部分の金額に超過税額控除割合（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・二を乗じて計算した割合をいう。）を乗じて計算した金額（以下この項において「超過税額控除限度額」という。）」に、「各号に定める金額が」を「超過税額控除限度額が」に改め、同項各号を削り、同項を同条第七項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「当該年分」を「その年分」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　前項の中小事業者で青色申告書を提出するものの平成三十年及び平成三十一年の各年分（平成三十年以後に事業を開始した中小事業者のその開始した日の属する年分（相続又は包括遺贈により当該事業を承継した日の属する年分を除く。）を除く。）において、増減試験研究費割合が百分の五を超える場合における同項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　前項中「の百分の十二に相当する」とあるのは、「に特例割合（百分の十二に、増減試験研究費割合から百分の五を控除した割合に〇・三を乗じて計算した割合を加算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十七を超えるときは百分の十七とする。）をいう。）を乗じて計算した」とする。

二　前項後段中「百分の二十五」とあるのは、「百分の三十五」とする。

5　第一項の青色申告書を提出する個人又は第三項の中小事業者で青色申告書を提出するものの平成三十年及び平成三十一年の各年分（前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける年分を除く。）において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における第一項又は第三項の規定の適用については、これらの規定中「の百分の二十五に相当する」とあるのは「の百分の二十五に相当する金額に、当該調整前事業所得税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該二を乗じて計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

第十条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の青色申告書を提出する個人の平成三十年及び平成三十一年の各年分における同項の規定の適用については、同項第一号中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

第十条の二第一項中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十五号」に、「電気事業の用」を「発電事業者に該当する個人のうち、同項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者若しくは同項第十三号に規定する特定送配電事業者のいずれかに該当するもの又は大規模な発電を行うものとして財務省令で定めるものが発電の用」に改め、同条第三項中「前条第六項第四号」を「前条第八項第五号」に、「同条第六項第二号」を「同条第八項第四号」に改め、同条第九項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改める。

第十条の三第一項中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「及び第五項」を削り、「以下この条において「供用年」を「第三項及び第九項において「供用年」に、「。第五項」を「。第三項」に改め、同項第一号中「、器具及び備品」及び「事務処理の能率化」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「及び第三項」を削り、「（以下この項」の下に「及び第五項」を加え、「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に改め、「及び第七項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第五項又は」を削り、「控除される金額」の下に「又は第十条の五の二第三項及び第十条の五の三第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額」を加え、「当該金額」を「これらの金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項中「第五項又は第六項に規定する」を削り、「これら」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「及び第三項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第十項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「第五項及び第六項」を「第三項」に、「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「これら」を「同項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第七項」を「第四項」に、「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「第五項から第七項までの」を「第三項又は第四項の」に、「及び」を「並びに」に、「第十条の三第五項から第七項まで」を「第十条の三第三項及び第四項」に改め、同項を同条第十項とする。

第十条の四第三項中「税額控除限度額（その事業の用に供した当該特定建物等の取得価額に当該認定を受けた日が次の各号に掲げる期間のいずれに含まれるかに応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額をいう。以下この項において同じ」を「その事業の用に供した当該特定建物等の取得価額の百分の四（当該認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものである場合には、百分の七）に相当する金額の合計額（以下この項において「税額控除限度額」という」に、「第十条第六項第二号」を「第十条第八項第四号」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定建物等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条を同条第十項とする。

第十条の三の次に次の一条を加える。

（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第十条の四　青色申告書を提出する個人で地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十四条に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部